

令和元年（ワ）第26858号 損害賠償請求事件

原告 長沼宗昭 外14名

被告 田中英壽 外7名

## 第1準備書面

2020（令和2）年2月14日

東京地方裁判所民事第23部A係 御中

原告ら訴訟代理人弁護士 中 川 勝 之

同 小 部 正 治

同 加 部 歩 人

## 目 次

はじめに .....	3
第1 原告らが当事者適格を有すること .....	4
1 最判昭和45年11月11日の理解について .....	4
2 弁護士代理の原則や訴訟信託の禁止を回避・潜脱しないこと .....	6
3 明文なき任意的訴訟担当を認めるべき合理的必要性のあること ..	7
第2 愛校心ないし母校愛は「法律上保護される利益」である .....	12
1 「権利又は法律上保護される利益」の意義 .....	12
2 愛校心ないし母校愛の意義 .....	19
(1) 前提としての愛校心ないし母校愛の意義 .....	19

(2) 池田大作氏の言葉 .....	19
(3) 愛校心ないし母校愛の存在 .....	20
(4) 愛校心ないし母校愛の育成 .....	21
(5) 愛校心ないし母校愛の対象となる大学 .....	22
(6) 教員にとっての愛校心ないし母校愛 .....	24
3 愛校心ないし母校愛が法律上保護される利益となる一定の要件 ..	24
4 個人原告らの日大愛（愛校心ないし母校愛）に対する侵害 .....	25
5 愛校心ないし母校愛（日大愛）の実現方法 .....	27
第3 当事者適格と被侵害利益 .....	27
1 原告らと大学との関係 .....	27
(1) 社会的・外形的要素 .....	27
(2) 精神的・内面的要素 .....	28
2 大学の社会的評価（社会的グレード）と原告らの受ける影響 ...	29
(1) 大学と社会的評価（社会的グレード） .....	29
(2) 大学の社会的評価の下落と原告ら .....	30
3 原告らの損害賠償請求権 .....	30
(1) 私立学校法47条2項の利害関係人と原告ら .....	31
(2) 原告らの被害者としての立場と損害 .....	32
ア 被害の発生 .....	32
イ 保護法益 .....	32
4 原告らの訴訟適格有無の判断 .....	33
(1) 原告らの訴訟適格の判断 .....	33
(2) 「愛校心・母校愛」と不法行為の保護法益性 .....	34
<b>個人原告ら略歴 .....</b>	<b>37</b>

## はじめに

被告らは本案前の抗弁として、本件訴訟の却下を求めている。

原告らには訴訟物につき権利主体性がなく、また管理処分権ないし訴訟追行権の法的付与もないし、当事者適格を認める例外規定の適用もないから、要するに訴訟法上は当事者適格のない第三者に過ぎないというのがその根拠であるが、もとより被告ら主張には何れも理由がなく、原告らの当事者適格は認められるべきである。

しかし、この争点は本訴の帰趨を決するというだけでなく、それを超えて法解釈の現代的論点としても非常に重要である。被告らの民法709条、710条及び私立学校法40条の2（忠実義務）に違反する行為とそれが大学にもたらした結果の主張・立証は困難ではない。しかし、行為の結果が直接には日大に生じているこの事案につき、「大学の組織外にいる原告らがなぜ訴訟を提起できるのか」ということ、つまり当事者適格存否論は、やはり深い問題を含んでおり、形式論のみで表面的に判断されるべき問題ではない。

これは、①現代日本における「大学」という教育・研究機関の機能と位置付け（どこまで公共性を認めるか）と ②「大学」周辺の「個人」である関係者の利害をいかに保護するべきかの2点に視点を据え、訴訟制度の以前の基本に立ち還って考察されるべき事柄である。

そして、そこでは、「原告らと大学との関係」の捉え方が検討の基礎となる。

まず、原告らは、第1において、①原告らが当事者適格を有すること、第2において、②愛校心ないし母校愛が「法律上保護される利益」であることを主張した上、第3において、①及び②を結び付けた主張をすることとする。